平成２１年（フ）第８８５号
愛知県高浜市湯山町４丁目７番地２　よし池ショッピングセンター４Ｆ
債務者　兵藤　辰彦
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月22日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８８６号
愛知県高浜市湯山町４丁目７番地２　よし池ショッピングセンター４Ｆ
債務者　兵藤ます美
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月22日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５号
愛知県岡崎市久後崎町字郷東20番地
債務者　水野　仁志
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月22日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６号
愛知県岡崎市久後崎町字郷東20番地
債務者　水野　糸永
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月22日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８０号
島根県出雲市大津町763番地６　コーポラスＩＴＯ―Ｇ
債務者　花田　　潤
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第３号
島根県出雲市姫原町263番地　中道荘
債務者　竹田　和弘
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１９０号
福岡県大野城市御笠川６丁目７―１、商業登記簿上の本店所在地北九州市小倉北区西港町123番地の10
破産者　株式会社蒲正
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第９０７号
福岡市東区二又瀬新町９番12号
破産者　中央舗道株式会社
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第５３８号
鹿児島県鹿児島市東開町２番地５
破産者　鹿児島弘進株式会社
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成１９年（フ）第１８６号
富山市山室64番地１、開始決定時の住所富山県射水市本田47番地
破産者　髙越　清一
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第６２２号
福岡県春日市日の出町２丁目59番地　メゾンフルール南福岡502号、開始決定時の住所宮崎市月見ケ丘７丁目11番25号
破産者　有坂　順三
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第３８０号
大分市大字松岡3790番地
破産者　小名川治代
1　破産債権の届出期間　平成22年２月５日まで
2　一般調査期日　平成22年２月26日午後３時
平成22年１月15日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４５号
岐阜県下呂市小坂町小坂町87番地１
破産者　荒井　昭夫
1　破産債権の届出期間　平成22年２月18日まで
2　一般調査期日　平成22年３月23日午後１時30分
平成22年１月18日
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２０年（フ）第４７２号
埼玉県熊谷市御正新田345番地３
破産者　株式会社マツヤマ工芸
1　破産債権の届出期間　平成22年２月19日まで
2　一般調査期日　平成22年３月16日午後４時30分
平成22年１月15日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第９７７号
広島市安芸区船越南３丁目24番29号
破産者　有限会社法山鉄工所
1　破産債権の届出期間　平成22年２月19日まで
2　一般調査期日　平成22年４月27日午後４時
平成22年１月18日
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８８２号
京都市南区吉祥院石原南町45番地　アメニティ45Ａ103、破産手続開始決定時の住所京都市北区大北山原谷乾町19番地の171　パラドール北山203号
破産者　赤帽きぬがささーびすこと　橋本　良夫
1　破産債権の届出期間　平成22年２月22日まで
2　一般調査期日　平成22年４月７日午前10時
平成22年１月15日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第９６号
福岡県八女市馬場408番地の４
破産者　山栄機械有限会社
1　破産債権の届出期間　平成22年２月26日まで
2　一般調査期日　平成22年３月25日午前10時30分
平成22年１月18日　福岡地方裁判所八女支部